

2020年度JILIS情報法×憲法研究会 開催報告

一般財団法人情報法制研究所 理事
京都大学大学院法学研究科教授

曾我部真裕

(1) はじめに

JILIS 情報法×憲法研究会は、JILIS 情報通信法制タスクフォースの下に設置された研究会であり、憲法学の観点から、情報法について改めて立ち立った議論をすることを目的として2020年に発足し、これまでに3回の研究会を開催した。ここでは、その概要を紹介する。

(2) 第1回研究会（2020年6月20日）

第1回研究会では、小西葉子氏（一橋大学大学院法学研究科特任講師（当時））から、「テロリズムに対抗するための国家の情報収集活動の統制システムと憲法―日独比較の観点から―」と題した報告が行われた。

小西によれば、テロの予防活動及びそれを可能にする技術の発展を背景として、安全のような漠とした法益と基本権が比較衡量される事態が生じている。そこでは目的とされる法益が曖昧であるがゆえに比例原則が空転することによって権利保障が困難になっている。その問題意識に基づき、予防的国家活動の最たるものであるテロ対策情報収集活動に対する「統制システム」を構築することによって、憲法上の権利の保障を実効化することを目的とした研究についての報告がされた。その研究内容を要約すると、ドイツの状況を参照しながら、テロ対策情報収集活動に対する統制手法を複数分析・検討した上で、当該情報取扱いの各過程にそれぞれ適した統制手法を配置し、情報取扱過程全体における憲法上の統治機関それぞれの機能ないし役割を明確にしようとするものである。

報告に続いて行われた議論では、特に小西の構想する「統制システム」と権利論との関係が関心

を集め、a. 基本権に関係のない客観法、b. 基本権の客観法的側面、c. 基本権の主観法的側面の3層の区別を明確にすることが今後の課題であろうということが明らかになった。また、立法院、行政府、そして、裁判所の協働という統治機構の仕組み自体は、テロ対策の情報収集活動に固有のものではないため、「統制システム」と一般的な統治機構論の区別も議論的となった。これについては、まず対象となる国家活動の内容の観点から、テロ対策は、とりわけ高度な情報収集が行われている点及び多数派が暴走しがちである点で特徴的であり、異なるとされた。また、統制手法の観点から見れば、基本は両者において同じであるものの、情報取扱過程を横軸として、各段階においてより具体化を図り、網羅的に問題点を洗い出せるところに「統制システム」の強みがあることが示された。

(3) 第2回研究会（2020年9月28日）

第2回研究会では、實原隆志氏（福岡大学法学部教授）から、「情動的措置を授権する規定の「特定性」と「二重扉」―ドイツの議論―」と題した報告が行われた。

「特定性」の要請とは権力分立的な要素を含む柔軟性（可変性）を有するものであり、特定性の要請の充足が否定されれば比例性の審査は必要とされない。特定性の要請をめぐる諸相は多彩なものとなっているが、實原はこれを当該授権規範の特定性の問題と当該授権規定としての特定性の問題の二種類に区分する。「特定性」より新しい別のモデルとしては、「二重扉」のモデルがある。ドイツ連邦憲法裁判所は、開示を行う機関側でのデータの提供と開示を求める機関側でのデータの取得、それぞれに法的根拠を必要とするがあってははじめ

て、個人データの授受を行うことができると判断する（二重扉モデル）。このモデルは、データの重要性に応じた厳格な審査を可能とするものではないかと實原は分析する。このようなドイツの議論は、情報技術を用いた捜査についての授權規定として理解されている条項が特定性を欠くという主張や、マイナンバー法の授權構造に個別の授權規定が存在しないことを問題視する根拠となりうる。

以上の議論を踏まえて、實原は、3点の検討課題を挙げる。一つは特定性の要請と比例原則の関係、二つめは特定性の要請と日本国内の従来の議論の関係、最後にアメリカモデルとの乖離である。

報告に続いて行われた議論では、授權規範の特定性と授權規範としての特定性の区別について、意見が交わされた。次に、授權規範の特定性と規範の明確性の問題について、日本では日本国憲法31条または41条で議論されているところ、41条による「議会の」自己決定という文脈で特定性について語られることはあるのだろうかという点についても議論された。また、二重扉モデルにおける提供する側／される側の双方に法的根拠が必要となる論拠が問題とされた。この点、民間事業者におけるデータ取扱いの規制の段階があって取得側の権限の法的根拠があり、二重扉モデルの両者の規範がそろっていなければならないと連邦憲法裁判所が主張していることが確認された。

(4) 第3回研究会（2020年12月19日）

第3回研究会では、音無知展氏（京都大学大学院法学研究科准教授）から、「プライバシー権の再構成：自己情報コントロール権から適正な自己情

報の取扱いを受ける権利へ」と題した報告が行われた。

本報告は、プライバシー権の保障根拠を多元化することの是非について、日米の議論状況を踏まえて検討し、権利内容を改めて定式化しようとする。具体的には、自己決定権の視点からプライバシーを把握しようとする手法の必然性に疑問を呈し、保障根拠（a. 正当性及び重要性、b. 保障の必要性）と権利内容（c. 関連性、d. 相当性）を相関させ、適合する両者のペアを探ろうとする。そこで問われるのは、多元的保障根拠は適切か、そしていかなる権利内容が適切かという問題意識である。この問題意識を検討するために音無が分析するアメリカの議論においても、多元的保障根拠の考えは支持されているが、権利内容については自己決定権構成を採る通説に対して、概念的・実践的・倫理的限界があることが指摘されていることが確認された。その上で音無は、「適正な自己情報の取扱いを受ける権利」の内容を明確化し、この権利が保障される憲法上の多元的根拠に関する自説を展開する。

報告に続いて行われた議論では、「適正な自己情報の取扱いを受ける権利」の内容と、従来の議論で語られてきた権利の内容との違いについて質問が集まった。更に音無の自説に関連して、データポータビリティ権との関係、情報に関する権利が排他的性質を有するかどうか、情報技術の発展に伴う権利論の展開の理解など、情報法に関わる幅広い憲法上の争点についても意見が交わされた。

本研究会は、憲法学の観点から情報法の本質的な課題に取り組むべく、今後も定期的に会を実施していく。



一般財団法人情報法制研究所 理事
京都大学大学院法学研究科

曾我部 真裕（そがべまさひろ）

1974年生まれ、横浜市出身。京都大学大学院法学研究科教授（憲法・情報法）。京都大学法学部、同大学院法学研究科修士課程修了、博士課程中退。司法修習生、京都大学大学院法学研究科講師、准教授を経て2013年から現職。放送倫理・番組向上機構（BPO）放送人権委員会委員、情報法制研究所（JILIS）理事など。著編著に『情報法概説（第2版）』（共著、弘文堂）、『憲法I 総論・統治（第2版）』『憲法II 人権（第2版）』（共著、日本評論社）など。

Twitter：@masahirosogabe

ホームページ：<http://masahirosogabe.hatenablog.com/>